「石川県防災・減災推進条例」（案）について

１　目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関し、基本理念を定め、公助を担う県及び市町の責務並びに自助及び共助を担う県民、自主防災組織等及び事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれが事前防災、災害応急対策並びに復旧及び復興として実施すべき事項を定めることにより、多様な主体が参画し、及び相互に連携しつつ、自発的に防災及び減災に関する活動を実施することを推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

２　定義

・災害　災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号に規定する災害をいう。

・防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興（以下「復旧復興」という。）を図ることをいう。

・自主防災組織等　法第二条の二第二号に規定する自主防災組織、防災士その他の地域において、防災活動を行う団体及び個人をいう。

・防災関係機関　自衛隊、警察、海上保安庁、消防本部、消防署、消防団、水防団、法第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

・支援団体等　災害時における防災活動が効果的に行われるための関係者間の連携の促進及び支援環境の整備を目的とする法人その他の団体、防災活動を行う団体及び個人並びに医療、福祉、建設業その他の防災に関する事業又は被災者の支援に関する事業を行う事業者及び事業者団体をいう。

・地域防災力　住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織等その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

３　基本理念

防災は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

・県民の生命及び身体の保護を最も優先して行うこと。

・自然災害の発生を防ぐことが困難であることを踏まえ、被害の軽減を図ることを基本として推進すること。

・県及び市町が県民の生命、身体及び財産を守る公助、県民一人一人が自らの安全を自らで守る自助、県民が相互に協力して自らの居住する地域の安全を確保する共助について、それぞれを担う多様な主体が相互に連携しつつ、自発的に行うこと。

・被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情、地理的特性等を考慮して行うこと。

・防災を災害時のみの特別なものとして捉えることなく、日常生活の一環として実践すること。

・情報通信技術その他の先端的な技術を活用すること。

・民間における専門的知識及び技術を有する人材、物資その他の資源を活用すること。

・防災に関する最新の知見並びに過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

４　県の責務

県は、市町を包括する広域の地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国、都道府県、県内外の市町村、県民、自主防災組織等、事業者、防災関係機関、支援団体等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

５　市町の責務

市町は、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国、都道府県、県内外の市町村、県民、自主防災組織等、事業者、防災関係機関、支援団体等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

６　県民の役割

県民は、災害時に自らの安全を自ら守るために適切に行動するとともに、その居住する地域における防災活動に積極的に参加し、国、県、市町その他関係者が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

７　自主防災組織等の役割

自主防災組織等は、住民と連携して地域の実情に応じた防災活動を実施するとともに、国、県、市町その他関係者が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

８　事業者の役割

事業者は、災害時に、従業員の安全を確保した上で、事業を継続し、又は早期に再開することができるよう、平時から必要な体制を整備するとともに、地域社会を構成する一員として、国、県、市町その他関係者が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

９　県の取組

県は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

・公共施設の整備、防災体制の整備、防災教育の実施、県民、自主防災組織等及び事業者に対する防災活動に関する理解の促進及びその実施の促進その他の平時からの事前防災に関する対策
・公共施設の応急復旧、災害応急対策のための体制の整備、被災者への支援その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策
・復旧復興のための体制の速やかな整備、被災者の生活及び生業の再建その他の災害が発生した場合における復旧復興に関する対策

10　市町の取組

市町は、基本理念にのっとり、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

・公共施設の整備、防災体制の整備、防災教育の実施、住民、自主防災組織等及び事業者に対する防災活動に関する理解の促進及びその実施の促進その他の平時からの事前防災に関する対策
・公共施設の応急復旧、災害応急対策のための体制の整備、被災者への支援、住民及び自主防災組織等と協働して行う避難所の運営その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策
・復旧復興のための体制の速やかな整備、被災者の生活及び生業の再建その他の災害が発生した場合における復旧復興に関する対策

11　県民の取組

県民は、基本理念にのっとり、次に掲げる防災活動の実施に努めるものとする。

・防災に関する知識の習得、住宅の安全対策の実施、自主防災組織等への加入その他の平時からの事前防災に関する活動
・災害情報の収集、円滑な避難、市町及び自主防災組織等と協働して行う避難所の運営その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策に関する活動
・自らの生活の再建、地域社会の再生その他の災害が発生した場合における復旧復興に関する活動

12　自主防災組織等の取組

自主防災組織等は、基本理念にのっとり、次に掲げる防災活動の実施に努めるものとする。

・住民への防災に関する知識の普及及び啓発、地域防災力の向上その他の平時からの事前防災に関する活動
・地域の災害情報の収集及び住民への周知、円滑な避難誘導、市町及び住民と協働して行う避難所の運営その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策に関する活動
・地域社会の維持及び再生その他の災害が発生した場合における復旧復興に関する活動

13　事業者の取組

事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる防災活動の実施に努めるものとする。

・事業の継続又は早期の再開に向けた体制の整備、地域における防災活動への協力その他の平時からの事前防災に関する活動
・従業員の安全の確保、被災した住民並びに避難及び帰宅をすることが困難な者への支援その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策に関する活動
・地域経済の迅速な復興等のための事業の継続又は早期の再開その他の災害が発生した場合における復旧復興に関する活動

14　いしかわ防災・減災推進月間

防災及び減災についての関心と理解を深めるとともに、防災対策の一層の充実を図るため、いしかわ防災・減災推進月間を設ける。

・いしかわ防災・減災推進月間は、九月とする。

15　災害の教訓の伝承

県民その他全ての関係者は、令和六年能登半島地震、令和六年奥能登豪雨その他の過去の災害に思いをいたすとともに、その記憶を風化させないため、災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。